

## 新潟市サポーターズ倶楽部 公式Instagram運用方針

### 1 目的

新潟市サポーターズ倶楽部（事務局：新潟市東京事務所）は、本市の首都圏におけるシティプロモーションを推進するため、倶楽部会員をはじめ利用者の皆様に向けて、Instagram（以下、「本アカウント」という。）を活用し、倶楽部からのお知らせや首都圏開催イベント情報、新潟市内の主要イベント情報など時節ごとの注目情報を配信します。

### 2 アカウント名とURL

- (1) 名前：【公式】新潟市サポーターズ倶楽部
- (2) ユーザー名：niigata\_city\_supporters
- (3) URL：https://www.instagram.com/niigata\_city\_supporters

### 3 運用管理者及び運用者

本アカウントの運用管理者は新潟市東京事務所の所長とし、運用者は同事務所の職員とする。

### 4 掲載情報

掲載する内容は、以下の通りとします。

- ・新潟市サポーターズ倶楽部からのお知らせ
- ・首都圏で開催される新潟市に関連するイベント情報
- ・新潟市内で開催される主要イベント情報

### 5 発信時間

本アカウントの発信時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時30分までとします。ただし、運用管理者が必要と認める場合はこの限りではありません。

### 6 利用方法

利用者は、本アカウントからの投稿に対して自由に閲覧、コメント投稿、「いいね!」、「フォロー」をすることができます。

### 7 禁止事項

本アカウントへの以下のような内容の投稿等は禁止します。投稿等が下記事項に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく投稿等の一部または全部を削除することがあります。

- (1) 特定の個人や企業、国、及び地域を誹謗中傷する内容
- (2) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させる内容

- (3) 本市を含む他者へのなりすまし、虚偽や事実と異なる内容
- (4) 風説、噂を助長させる内容
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (6) 政治、宗教活動を目的とした内容
- (7) 本市または第三者の知的財産権を侵害する、または侵害する恐れのある内容
- (8) 法律、法令等に違反している内容、または違反する恐れのある内容
- (9) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (10) 本人の許諾なく個人を特定・開示・漏えいするなどプライバシーを侵害する内容
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (13) インスタグラムの利用規約に反する内容
- (14) 同じ内容の投稿を何度も繰り返すもの
- (15) その他、運用管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

## 8 「いいね！」や「フォロー」への対応

本アカウントから本市の魅力情報の発信に関連する団体等のアカウント及び投稿について「いいね！」や「フォロー」等を行う場合がありますが、運用者による全ての投稿の閲覧を保証するものではありません。

## 9 知的財産権

本アカウントに掲載している個々の情報（テキストや画像等）に関する知的財産権は、本市または原作者に帰属します。また、本アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製や転用をすることはできません。ただし、Instagramのサービスに公式に備えられた機能（シェア等）を用いて再掲、転載していただくことは差し支えありません。

## 10 免責事項

- (1) 本市は、本アカウントに掲載する情報の正確性、完全性、有用性等を保持するものではありません。
- (2) 本市は、利用者が本アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 本市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

ん。

- (4) 本市は、利用者による投稿等について、一切の責任を負いません。
- (5) 上記の他、本市は本アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (6) 本市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、または運用を中止する場合があります。

#### 11 個人情報の取り扱いについて

本アカウントでの個人情報の収集、利用、提供、管理については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱います。

#### 12 適用

この運用方針は、令和7年7月24日から適用します。

令和8年4月23日改正